

国の行政機関等における受動喫煙 防止対策に関する行政評価・監視

- 国民来訪窓口を中心として -

< 調査結果に基づく通知 >

「行政評価・監視」は、**青森行政評価事務所**が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この調査は、受動喫煙防止対策について**全国で初めての取組**です。

また、この調査は、受動喫煙防止対策の徹底を求める**地域住民の声(行政相談)に基づいて実施**したものです。

調査結果については、平成16年8月16日、国の行政機関等に対して通知したものです。

< 本件照会先 >

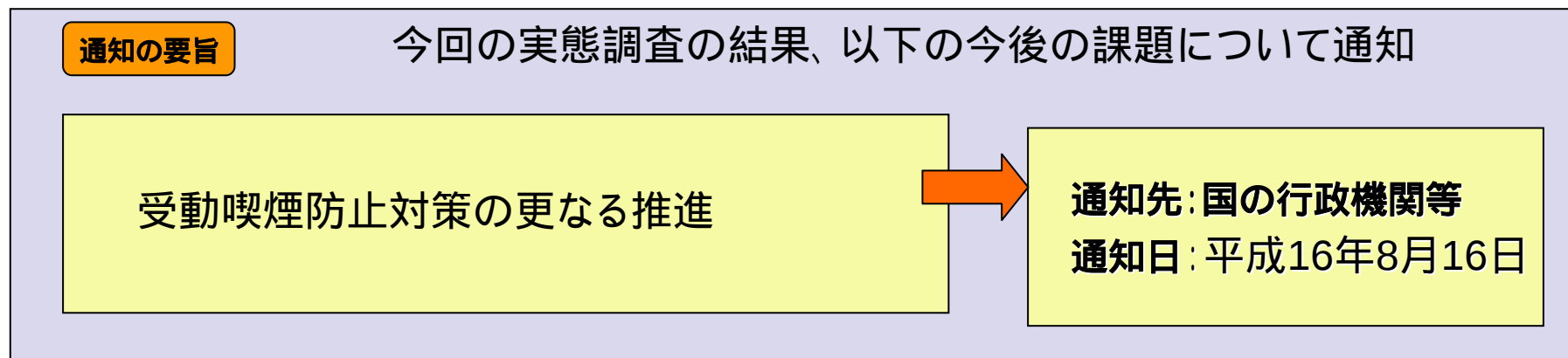
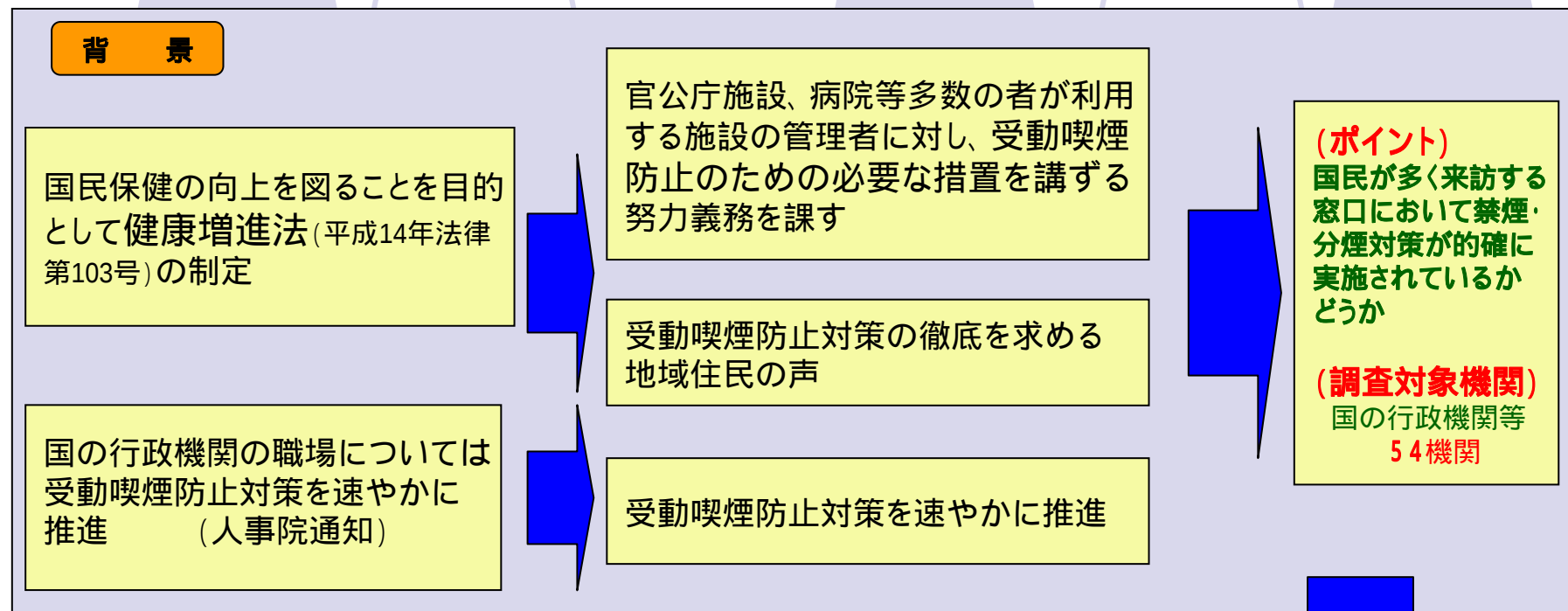
総務省 青森行政評価事務所

評価監視官 安孫子 成志

(担 当) 佐野 友則 相馬 正幸

(電 話) 017(734)3354

概略



通知事項

受動喫煙防止対策の更なる推進 国民来訪窓口の受動喫煙防止対策

制度・仕組み

(健康増進法第25条)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、**官公庁施設**、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。**

現状・実態

国民来訪窓口関係業務を有する54機関(55の窓口)における窓口での受動喫煙防止対策の内容

- ア 全面禁煙とし、例外的に喫煙室(仕切設置・屋外への排気設備設置)を設置し、そこでのみ喫煙可としているもの **5窓口** (9.1%)
- イ 全面禁煙とし、例外的に喫煙室(仕切設置・空気清浄機設置)を設置し、そこでのみ喫煙可としているもの **1窓口** (1.8%)
- ウ 全面禁煙とし、例外的に喫煙コーナー(仕切なし・屋外への排気設備設置)を設置し、そこでのみ喫煙可としているもの **1窓口** (1.8%)
- エ 全面禁煙とし、例外的に喫煙コーナー(仕切なし・空気清浄機設置)を設置し、そこでのみ喫煙可としているもの **10窓口** (18.2%)
- オ 全面禁煙としているもの(窓口において喫煙者に対し特段の手当は講じられていない) **38窓口** (69.1%)
- カ 受動喫煙防止対策を何ら講じていないもの **0窓口** (0%)

特定の場所での喫煙を可能としている17機関(上記のア～エ)について、分煙対策の内容をみると、11機関は、非喫煙場所に煙の流入のおそれがある「喫煙コーナー」の設置に止まっている。その理由は、

- ア 予算の確保が困難 **10機関**
- イ 喫煙室のスペース確保が困難 **5機関**
- ウ 将来的に禁煙にする方針のため **2機関**
- エ 合同庁舎の入居官署の意思統一が進まない **1機関**
- オ 平成16年度中に、喫煙室設置予定 **1機関**
(複数回答)

要 旨

不十分な分煙措置にとどまっている機関については、その完全分煙化に向けて一層の対策を講ずること。

理 由

単に禁煙と定めるのみで喫煙者に対し特段の措置を講じていない機関は、喫煙室の設置など完全な分煙化を図る方向で努力する余地が認められる。また、庁舎内の喫煙室スペースや設置費用等の課題については、推奨事例があることを参考として必要な取組を進めることが適当である。

職場において講ずべき受動喫煙防止対策

制度・仕組み

人事院通知
「職場における喫煙
対策に関する指針」
(平成15年7月 人事院
勤務条件局長通知)

「職員の健康の保持増進
及び快適な職場環境づく
りの推進の観点から公務
職場でも**更に一層の喫煙
対策**を講ずる必要あり」

現状・実態

- 54機関の全機関で、庁舎内において、職員向けに受動喫煙防止対策を実施

1 受動喫煙防止対策の内容

- (1) 分煙措置を講じ、喫煙者を非喫煙者から分離する措置が完全に講じられているもの(屋外排気装置を有する喫煙室を設置)・・・ **14機関** (25.5%)
- (2) 分煙措置を講じ、喫煙者を非喫煙者から分離する措置が的確に講じられているもの・・・ **10機関** (18.2%)
 - 屋外排気装置を有しない「喫煙室」を設置・・・ **4機関**
 - 屋外排気装置を有する「喫煙コーナー」を廊下、ロビー等に設置しているもの・・・ **2機関**
 - 屋外排気装置を有する「喫煙コーナー」を事務室、会議室等に設置しているもの・・・ **4機関**
- (3) 庁舎全体を禁煙(全面禁煙)としている(喫煙者に対し特段の手当では講じられていない)もの・・・ **17機関** (30.9%)
- (4) 分煙措置が必ずしも十分でなく、結果として喫煙者と非喫煙者を区分けする効果が上がっていないもの・・・ **14機関** (25.5%)
 - 屋外排気装置を有しない「喫煙コーナー」を廊下、ロビー等に設置するにとどまっているもの・・・ **7機関**
 - 屋外排気装置を有しない「喫煙コーナー」を事務室、会議室等に設置するにとどまっているもの・・・ **7機関**

2 受動喫煙防止対策の内部規程の策定状況

- 調査54機関中、策定済・・・ **15機関のみ**
(組織としての取組方針の明確化が進んでいない。)

要 旨

職場における喫煙対策について、更に一層の受動喫煙防止対策を講ずること。

理 由

分煙措置が必ずしも十分でなく、喫煙場所と非喫煙場所とを区分する効果が上がっていないものがある。

推奨事例の紹介 (喫煙室が設置されているもの)

青森合同庁舎 1階ロビー

健康増進法が施行され、平成16年6月、喫煙コーナーをガラスで仕切り、独立した喫煙室に改造。屋外排気装置もあり。

